

滞納整理強化月間

～納め忘れの税金はありませんか？～

11・12月は「滞納整理強化月間」です。税金（住民税・固定資産税・軽自動車税など）の納付忘れはございませんか。

太地町では税込確保及び納期限内に納税いただいた方との公平を確保するため、11・12月を「滞納整理強化月間」として滞納者の財産（給与、不動産など）の差押えを集中的に行うなど、滞納整理の強化に取り組んでいます。

納期限を過ぎているにもかかわらず、まだ納付されていない方は、至急役場または金融機関で納付してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法等について役場まで必ずご相談ください。

☆お問い合わせ☆
太地町役場 総務課税務係
(TEL：0735-59-2335)